

非課税交通費と課税交通費

いつも お世話になっております。今回はとても気になる税金  のお話です。

皆様の給与明細には“非課税交通費”との項目がありますでしょうか？（徒歩など、会社近隣にお住まいの方は羨ましいです!）

なおには“非課税交通費”と“課税交通費”の両方の項目が記載されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

通勤手当として支給される金額は 会社ごとに定められた給与規定によって決定されますが、実は通勤手当は、一定の金額までは 所得税が かからないことになっています（非課税交通費）。逆に言うと、その上限を超えた分は 所得税がかかることとなります（課税交通費）。

定期券など

① 電車通勤の方 … 最高限度 100,000円（1か月当りの合理的な運賃）

② 自動車通勤の方 … 最高限度 距離ごとに上限額を設定

夏といえば、かき氷！
当季限定では
金沢が一番おいしいです。



通勤距離(片道)	課税されない金額
45km以上	24,500円
35km以上45km未満	20,900円
25km以上35km未満	16,100円
15km以上25km未満	11,300円
10km以上15km未満	6,500円
2km以上10km未満	4,100円
2km未満	(全額課税)

何気なく払っている税金もよく注意してみれば、興味深い事例がたくさんあります。自分自身が支払っている税金について、もう少し知っておきたいなあ、と思います。